○千葉市ハーモニープラザ管理規則

平成１１年１１月２９日

規則第５９号

改正　平成１８年1月１１日規則第１号

平成２０年１２月２４日規則第７０号

平成２２年３月３１日規則第４３号

平成２２年１０月１４日規則第６６号

平成２３年３月３０日規則第２７号

平成２６年1月２８日規則第３号

平成２７年３月２７日規則第１１号

平成２８年３月３１日規則第３７号

（趣旨）

第１条　この規則は、千葉市ハーモニープラザ設置管理条例（平成１１年千葉市条例第３３号。以下「条例」という。）第１８条の規定に基づき、千葉市ハーモニープラザ（以下「プラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成１８規則１・一部改正）

（使用期間）

第２条　プラザの施設のうち男女共同参画センターの施設を引き続いて使用できる期間は、５日間とする。ただし、指定管理者（条例第４条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（平成１８規則１・旧第３条繰上・一部改正、平成２３規則２７・一部改正）

（使用の許可申請）

第３条　条例第６条第１項の規定によりプラザの施設の使用（個人使用を除

く。）の許可を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げるプラザの施設の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（１）障害者福祉センター　千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可申請書（様式第１号）

（２）男女共同参画センター　千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用許可申請書（様式第２号）

２　前項に規定する申請書は、次の表に掲げる日（この日が休館日に当たるときは、その翌日）から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が相当の理由があると認め、かつ、プラザの使用に支障がないと認められるときは、この限りでない。

障害者福祉センター	使用しようとする日（２日以上連続使用するときは、その初日をいう。以下同じ。）の２月前の日（社会福祉の増進に資する活動及びボランティア活動をしている団体又は６０歳以上の者については、使用しようとする日の１４日前の日）。ただし、多目的ホールを講演会等で使用するときは、使用しようとする日の３月前の日とする。
男女共同参画センター	使用しようとする日の属する月の３月前（イベントホールについては６月前）の初日。ただし、１月にあっては、１月４日とする。

（平成１８規則１・旧第４条繰上・一部改正、平成２３規則２７・一部改正）

（使用の許可）

第４条　指定管理者は、前条第１項第１号に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可書（様式第３号）を、許可しないときは千葉市ハーモニープラ

ザ障害者福祉センター施設使用不許可通知書（様式第４号）を、申請者に交付するものとする。

２　指定管理者は、前条第１項第２号に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用許可書（様式第５号）を、許可しないときは千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用不許可通知書（様式第６号）を、申請者に交付するものとする。

３　プラザの施設のうち男女共同参画センターのフィットネスルーム（以下「フィットネスルーム」という。）を個人使用しようとする者は、千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター個人使用券（様式第７号）を購入することにより使用の許可を受けるものとする。

（平成１８規則１・旧第５条繰上・一部改正、平成２３規則２７・一部改正）

（使用の取消し）

第５条　プラザの施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を取り消すときは、あらかじめ、次の各号に掲げるプラザの施設の区分に応じ、当該各号に掲げる取消届に前条第１項又は第２項に規定する使用許可書（以下「使用許可書」という。）を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（１）障害者福祉センター　千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用取消届（様式第８号）

（２）男女共同参画センター　千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用取消届（様式第９号）

（平成１８規則１・旧第６条繰上・一部改正、平成２３規則２７・一部改正）

（使用の許可に係る事項の変更）

第６条　使用者は、条例第６条第１項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げるプラザの施設の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（１）障害者福祉センター　千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可事項変更許可申請書（様式第１０号）

（２）男女共同参画センター　千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用許可事項変更許可申請書（様式第１１号）

２　指定管理者は、前項第１号に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可事項変更許可書（様式第１２号）を、許可しないときは千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可事項変更不許可通知書（様式第１３号）を、使用者に交付するものとする。

３　指定管理者は、第１項第２号に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用許可事項変更許可書（様式第１４号）を、許可しないときは千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用許可事項変更不許可通知書（様式第１５号）を、使用者に交付するものとする。

（平成１８規則１・追加、平成２３規則２７・一部改正）

（使用の許可の取消し）

第７条　指定管理者は、条例第８条の規定により使用の許可を取り消したときは、次の各号に掲げるプラザの施設の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書を当該取消しに係る使用者に交付するものとする。

（１）障害者福祉センター　千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター使用許可取消通知書（様式第１６号）

（２）男女共同参画センター　千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター使用許可取消通知書（様式第１７号）

（平成１８規則１・追加、平成２３規則２７・一部改正）

（附属設備利用料金）

第８条　条例別表第２第３号の表に規定する附属設備の利用料金に係る規則で定める額は、別表のとおりとする。

（平成１８規則１・旧第７条繰下、平成２２規則６６・一部改正）

（使用時間以外に使用する場合の利用料金）

第９条　条例別表第２第１号備考第２項の使用時間以外の時間に使用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

（１）午前５時から午前９時までの間に使用する場合　使用する時間１時間までごとに、午前（午前９時から正午までの時間をいう。以下同じ。）に係る利用料金の額の３分の１に相当する額に１００分の２００を乗じて得た額

（２）午後９時から翌日の午前５時までの間に使用する場合　使用する時間３０分までごとに、夜間（午後５時３０分から午後９時までの時間をいう。以下同じ。）に係る利用料金の額の７分の１に相当する額に１００分の２００を乗じて得た額

（平成２２規則６６・追加）

（利用料金の割増料）

第１０条　条例別表第２第１号備考第３項第１号の入場料の類（次項において「入場料等」という。）とは、入場料その他名目のいかんを問わず直接又は間接に金銭の支出が必要となるものをいう。

２　条例別表第２第１号備考第３項第１号の使用者が入場料等を徴収する場合における規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

号に定める額とする。

（１）入場料等の最高額（消費税相当額を含む。以下この項において同じ。）が５００円以下の場合　条例別表第２第１号備考第３項に規定する利用料金の額（以下「利用料金額」という。）に１００分の２０を乗じて得た額

（２）入場料等の最高額が５００円を超え１，０００円以下の場合　利用料金額に１００分の４０を乗じて得た額

（３）入場料等の最高額が１，０００円を超える場合　利用料金額に１００分の６０を乗じて得た額

３　条例別表第２第１号備考第３項第２号の物品の販売その他の営利を目的とした行為で規則で定めるものは、物品の販売（催物に附帯するプログラム等の販売を除く。）並びに商品の展示、広告及び宣伝をいう。

４　使用時間内において使用の許可を受けた時間（以下この項において「使用許可時間」という。）を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

（１）午前の使用者が使用許可時間を超過して使用する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア超過して使用する時間が午後５時までの場合　超過して使用する時間１時間までごとに、午後（午後１時から午後５時までの時間をいう。以下同じ。）に係る利用料金の額の４分の１に相当する額に１００分の１２０を乗じて得た額

イア以外の場合　次に掲げる額の合計額

（ア）午後に係る利用料金の額の４分の５に相当する額に１００分の１２０を乗じて得た額

（イ）午後５時を超えて超過して使用する時間３０分までごとに、夜間

に係る利用料金の額の７分の１に相当する額に１００分の１２０を乗じて得た額

（２）午後の使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア午前から繰り上げて使用する場合　次に掲げる額の合計額

（ア）午前の繰り上げて使用する時間１時間までごとに、午前に係る利用料金の額の３分の１に相当する額に１００分の１２０を乗じて得た額

（イ）午後に係る利用料金の額の４分の１に相当する額に１００分の１２０を乗じて得た額

イア以外の場合　ア（イ）に掲げる額

（３）午後の使用者が使用許可時間を超過して使用する場合　第１号イ（イ）に掲げる額。ただし、日曜日においては超過した時間１時間につき午後に係る使用料の額の４分の１に相当する額の１００分の２００に相当する額

（４）夜間の使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア午前から繰り上げて使用する場合　次に掲げる額の合計額

（ア）第１号イ（ア）に掲げる額

（イ）第２号ア（ア）に掲げる額

（ウ）夜間に係る利用料金の額の７分の１に相当する額に１００分の１２０を乗じて得た額

イ午後５時前から繰り上げて使用する場合（アに掲げる場合を除く。）　次に掲げる額の合計額

（ア）午後５時前の繰り上げて使用する時間１時間までごとに、午後に係る利用料金の額の４分の１に相当する額に１００分の１２０を乗

じて得た額

（イ）ア（ウ）に掲げる額

ウア及びイ以外の場合　ア（ウ）に掲げる額

（平成２２規則６６・追加）

（利用料金の支払）

第１１条　利用料金（次項に規定する利用料金を除く。）は、使用許可書の交付を受けたときに支払うものとする。

２　フィットネスルームを個人使用する場合の利用料金は、個人使用券を購入することにより支払うものとする。ただし、この場合において所定の使用時間を超過したときは、使用終了後、千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター個人使用超過券（様式第１８号）を購入することにより当該超過時間分の利用料金を支払うものとする。

（平成１８規則１・旧第９条繰下・一部改正、平成２２規則６６・旧第１０条繰下・一部改正、平成２３規則２７・一部改正）

（利用料金の減免）

第１２条　条例第１２条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１）次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して使用する場合

ア身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳

イ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ市長が発行する療育手帳

（２）前号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が定める場合

（平成２２規則６６・追加）

（利用料金の返還）

第１３条　条例第１３条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１）災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となった場合

（２）イベントホールについては使用しようとする日の３０日前までに、その他の施設については使用しようとする日の７日前までに使用の取消しを届け出た場合

（平成１８規則１・旧第１１条繰下・一部改正、平成２２規則６６・旧第１２条繰下・一部改正）

（施設の変更の申請）

第１４条　条例第１５条の規定により施設の原状の変更の承認を受けようとする者（次項において「承認申請者」という。）は、次の各号に掲げるプラザの施設の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（１）障害者福祉センター　千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設原状変更承認申請書（様式第１９号）

（２）男女共同参画センター　千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設原状変更承認申請書（様式第２０号）

２　指定管理者は、前項第１号に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、承認したときは千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設原状変更承認書（様式第２１号）を、承認しないときは千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設原状変更不承認通知書（様式第２２号）を、承認申請者に交付するものとする。

３　指定管理者は、第１項第２号に規定する申請書を受理した場合は、これを

審査し、承認したときは千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設原状変更承認書（様式第２３号）を、承認しないときは千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設原状変更不承認通知書（様式第２４号）を、承認申請者に交付するものとする。

（平成１８規則１・旧第１２条繰下・一部改正、平成２２規則６６・旧第１３条繰下・一部改正、平成２３規則２７・一部改正）

（損傷等の届出）

第１５条　プラザの施設を損傷し、又は著しく汚した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（平成１８規則１・一部改正、平成２２規則６６・旧第１４条繰下）

（遵守事項）

第１６条　使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）許可された目的以外の目的で使用しないこと。

（２）許可された施設以外の施設を使用しないこと。

（３）許可なく壁、柱、柵等に貼り紙をし、又は釘類等を打たないこと。

（４）立入りを禁止した区域に立ち入らないこと。

（５）所定の場所以外において火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

（６）許可なく物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。

（７）他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

（平成１８規則１・全改、平成２２規則６６・旧第１５条繰下）

（公告）

第１７条　市長は、条例第１６条第１項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

（１）プラザの名称及び所在地

（２）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

（３）指定管理者にプラザの管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

（４）条例第１６条第３項の規定による申請（以下「指定申請」という。）に必要な書類の内容

（５）指定申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）及び次条に規定する申請書の提出先

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平成２２規則６６・追加）

（指定申請）

第１８条　指定申請は、申請期間内に千葉市ハーモニープラザ指定管理者指定申請書（様式第２５号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

（１）指定期間に属する各年度におけるプラザの管理に関する事業計画書及び収支予算書

（２）指定申請の日の属する事業年度の前３事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類（以下この号において「損益計算書等」という。）。ただし、成立の日の属する年度以後３事業年度を経過していない法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

（３）定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあっては、当該法人等の登記事項証明書

（４）役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平成１８規則１・追加、平成２２規則６６・旧第１６条繰下・一部改正、平成２７規則１１・一部改正）

（指定）

第１９条　市長は、条例第１６条第４項の規定により指定したときは、千葉市ハーモニープラザ指定管理者指定書（様式第２６号）を指定した法人等に交付するものとする。

２　市長は、条例第１６条第４項に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉市ハーモニープラザ指定管理者不指定通知書（様式第２７号）を当該法人等に交付するものとする。

（平成１８規則１・追加、平成２２規則６６・旧第１７条繰下・一部改正）

（告示）

第２０条　条例第１６条第５項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

（１）プラザの名称

（２）指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

（３）指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間

（４）指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由

（５）管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

（平成１８規則１・追加、平成２２規則６６・旧第１８条繰下・一部改正）

（協定の締結）

第２１条　指定管理者は、市長とプラザの管理に関する協定を締結しなければならない。

２　前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

（１）プラザの管理に関する事業計画に関する事項

（２）プラザの施設の使用の許可に関する事項

（３）利用料金に関する事項

（４）プラザの管理に要する費用に関する事項

（５）プラザの管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

（６）プラザの管理に関して保有する情報の公開に関する事項

（７）事業報告書（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第７項に規定する事業報告書をいう。次条において同じ。）その他プラザの管理に関する業務の報告に関する事項

（８）指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

（９）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平成１８規則１・追加、平成２２規則６６・旧第１９条繰下・一部改正）

（事業報告書の提出）

第２２条　指定管理者は、毎年度終了後３０日以内に、事業報告書にプラザの管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

（平成１８規則１・追加、平成２２規則６６・旧第２０条繰下、平成２７規則１１・一部改正）

（委任）

第２３条　この規則に定めるもののほか、プラザの管理に必要な事項は、市長が定める。

（平成１８規則１・旧第１６条繰下、平成２２規則６６・旧第２１条繰下）

附　則

この規則は、平成１１年１２月１日から施行する。

附　則（平成１８年１月１１日規則第１号）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第１６条を第２１条とし、第１５条の次に５条を加える改正規定（第２０条に係る部分を除

く。）及び様式第２１号の次に３様式を加える改正規定（様式第２７号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の千葉市ハーモニープラザ管理規則第４条第１項の規定による許可の申請又は第１２条第１項の規定による承認の申請は、この規則による改正後の千葉市ハーモニープラザ管理規則第３条第１項の規定による許可の申請又は第１３条第１項の規定による承認の申請とみなす。

附　則（平成２０年１２月２４日規則第７０号）

１　この規則は、平成２１年１月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則（平成２２年３月３１日規則第４３号）

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則（平成２２年１０月１４日規則第６６号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第１８条を第２０条とし、第１７条を第１９条とし、第１６条を第１８条とし、第１５条の次に１条を加える改正規定（第１６条に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年３月３０日規則第２７号）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定の施行の際現に第１条の規定及び第２条の規定による改正後の千葉市ハーモニープラザ管理規則の一部を改正する規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用する

ことができる。

附　則（平成２６年１月２８日規則第３号）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の別表の規定は、平成２６年４月１日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年３月２７日規則第１１号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日規則第３７号）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

（平成２６規則３・全改）

区分	品目	単位	利用料金 午前、午後、夜間、使用時間以外の時間　各１回につき	備考
舞台設備	演台	一式	５２０円	花台、司会台を含む。
	展示用パネル	１枚	１００円	
	テーブル	１本	２００円	
	椅子	１本	５０円	
	反響板	一式	１，０８０円	
	所作台・平台	１枚	１５０円	
照明設	ボーダーライト	１列	７５０円	

備	サスペンションライト	１列	１，０８０円	
	フロントサイドスポットライト	１列	２５０円	
	シーリングスポットライト	１列	１，０２０円	
	アッパーホリゾントライト	１列	８５０円	
	フォロースポットライト（ピン）	１台	６３０円	
	ホールセット（ボーダーライト、アッパーホリゾントライト、フロントサイドスポットライト上下２列、シーリングスポットライト１列）	一式	２，６７０円	
	移動式スポットライト	１台	１５０円	
音響設備	拡声装置	一式	１，６００円	
	CD・MDプレーヤー	１台	１，０８０円	
	ダブルカセットデッキ	１台	１，０８０円	
	ワイヤレスマイク	１本	１，０８０円	ハンド型、タイピン型
	マイクロフォン	１本	６３０円	
	マイクスタンド	１本	１００円	床型、卓上型
	はね返りスピーカー	１台	５２０円	
映像設	スクリーン	一式	８５０円	

備	ビデオプロジェクター（イベントホール）	一式	１，９３０円	スクリーンを含まない。
	ビデオプロジェクター（研修室）・	一式	１，２８０円	スクリーンを含む。
楽器	グランドピアノ	１台	２，１６０円	
その他	コインロッカー	１回	１０円	

様式第1号

受付番号	

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可申請書

（あて先）指定管理者

申請者　団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿

連絡先電子メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿@

届出人名＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿

連絡先電子メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿@

次のとおり使用の許可を申請します。

使用日時	年　月　日（　曜日）　午前／午後　時　分～　午前／午後　時　分								
使用施設	多目的ホール（屋内運動場・ホール）　屋外スポーツ広場								
使用人員	肢体不自由	聴覚障害	言語障害	視覚障害	知的障害	精神障害	ボランティアその他	60歳以上	計
使用目的									
使用器具及び数量									
備考									

注：この施設は原則として千葉市内にお住まい又はお勤めの下記の方以外は利用できません。

(1)　手帳（身体、療育、精神）所持者及び障害者団体

(2)　福祉団体及びボランティア団体

(3)　60歳以上の者

所長		係

様式第2号

受付番号

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用許可申請書

（あて先）指定管理者

住　　所

団 体 ／ 氏 名
代表者の氏名
電 話 番 号
担当者の氏名
担当者電話番号
電子メールアドレス

次のとおり使用の許可を申請します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			

使　用　日	開始時間	終了時間	施　設　名	利用料金

施設利用料金計		設備利用料金計	
加算利用料金計		減免利用料金計	
		合計利用料金	
備　　考			

様式第３号

許可番号	

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可書

様

指定管理者　　㊞

次のとおり使用を許可します。

使用日時	年　　月　　日（　曜日）　午前／午後　　時　　分～　午前／午後　　時　　分								
使用施設	多目的ホール（屋内運動場・ホール）　屋外スポーツ広場								
使用人員	肢体不自由	聴覚障害	言語障害	視覚障害	知的障害	精神障害	ボランティアその他	６０歳以上	計
使用目的									
使用器具及び数量									

注：この施設は原則として千葉市内にお住まい又はお勤めの下記の方以外は利用できません。

(1)　手帳（身体、療育、精神）所持者及び障害者団体

(2)　福祉団体及びボランティア団体

(3)　60 歳以上の者

様式第4号

第　　号
年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用不許可通知書

様

指定管理者　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった障害者福祉センターの使用については、次の理由により許可しないので通知します。

<table>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="9">年　　月　　日（　曜日）　午前／午後　　時　　分～　午前／午後　　時　　分</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="9">多目的ホール（屋内運動場・ホール）　　屋外スポーツ広場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用人員</td><td>肢体不自由</td><td>聴覚障害</td><td>言語障害</td><td>視覚障害</td><td>知的障害</td><td>精神障害</td><td>ボランティアその他</td><td>60歳以上</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>使用目的</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>使用器具及び数量</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>不許可の理由</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

審査請求等について

1　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第5号

許可番号

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用許可書

団 体 ／ 氏 名

様

指定管理者　　㊞

次のとおり使用を許可します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			

使　用　日	開始時間	終了時間	施　設　名	利用料金

施設利用料金計		設備利用料金計	
加算利用料金計		減免利用料金計	
		合計利用料金	
備　　考			

様式第6号

第　　号
年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用不許可通知書

団 体 ／ 氏 名

様

指定管理者　　㊞

年　　月　　日付で申請のあった男女共同参画センターの使用については、次の理由により許可しないので通知します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			

使　用　日	開始時間	終了時間	施　設　名	利用料金
不許可の理由				

審査請求等について

1　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第７号

No. 千葉市ハーモニープラザ 男女共同参画センター個人 使用券控 フィットネスルーム ２時間　　円 指 定 管 理 者	No. 千葉市ハーモニープラザ 男女共同参画センター個 人使用券 フィットネスルーム ２時間　　円 （1 人 1 回当日限り） 指 定 管 理 者

様式第8号

受付番号	

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用取消届

(あて先)指定管理者

申請者　団体名
住所
代表者名　　連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス　　@
届出人名　　連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス　　@

次のとおり障害者福祉センターの使用を取り消します。

使用日時	年　月　日(　曜日)　午前/午後　時　分～　午前/午後　時　分								
使用施設	多目的ホール(屋内運動場・ホール)　屋外スポーツ広場								
使用人員	肢体不自由	聴覚障害	言語障害	視覚障害	知的障害	精神障害	ボランティアその他	60歳以上	計
許可番号				許可年月日	年　月　日				
使用を取り消す理由									
備考									

所長		係

注：千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可書(様式第3号)を添付のこと。
　この施設は原則として千葉市内にお住まい又はお勤めの下記の方以外は利用できません。
(1)　手帳(身体、療育、精神)所持者及び障害者団体
(2)　福祉団体及びボランティア団体
(3)　60歳以上の者

様式第9号

受付番号

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用取消届

（あて先）指定管理者

住　　所

団 体 ／ 氏 名
代表者の氏名
電 話 番 号
担当者の氏名
担当者電話番号
電子メールアドレス

次のとおり男女共同参画センターの使用を取り消します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			

使　用　日	開始時間	終了時間	施　設　名	利用料金

施設利用料金計		設備利用料金計	
加算利用料金計		減免利用料金計	
		合計利用料金	

使用を取り消す理由

添付書類：使用許可書

様式第10号

受付番号	

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可事項変更許可申請書

(あて先)指定管理者

申請者　団体名

住所

代表者名　　連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス　　@

届出人名　　連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス　　@

障害者福祉センターの使用について、許可に係る事項を次のとおり変更したいので申請します。

使用日時	年　月　日(　曜日)　午前/午後　時　分～　午前/午後　時　分								
使用施設	多目的ホール(屋内運動場・ホール)　屋外スポーツ広場								
使用人員	肢体不自由	聴覚障害	言語障害	視覚障害	知的障害	精神障害	ボランティアその他	60歳以上	計
変更事項									
備考									

所長		係

注：千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可書(様式第3号)を添付のこと。

この施設は原則として千葉市内にお住まい又はお勤めの下記の方以外は利用できません。

(1)　手帳(身体、療育、精神)所持者及び障害者団体

(2)　福祉団体及びボランティア団体

(3)　60歳以上の者

様式第11号

受付番号

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用許可事項変更許可申請書

（あて先）指定管理者

住　　所

団 体 ／ 氏 名
代表者の氏名
電 話 番 号
担当者の氏名
担当者電話番号
電子メールアドレス

男女共同参画センターの使用について、許可に係る事項を次のとおり変更したいので申請します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			

使　用　日	変更	開始時間	終了時間	施　設　名	利用料金

施設利用料金計		設備利用料金計	
加算利用料金計		減免利用料金計	
変更前合計利用料金		変更後合計利用料金	
		変更による差額	

変更事項

添付書類：使用許可書

様式第12号

許可番号	

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可事項変更許可書

様

指定管理者　　㊞

障害者福祉センターの使用の許可に係る事項の変更の申請について、次のとおり許可します。

使用許可事項	使用日時	年　月　日（　曜日）午前　午後　時　分～　午前　午後　時　分								
	使用施設	多目的ホール（屋内運動場・ホール）　屋外スポーツ広場								
	使用人員	肢体不自由	聴覚障害	言語障害	視覚障害	知的障害	精神障害	ボランティアその他	60歳以上	計
変更事項										

注：この施設は原則として千葉市内にお住まい又はお勤めの下記の方以外は利用できません。

(1)　手帳（身体、療育、精神）所持者及び障害者団体

(2)　福祉団体及びボランティア団体

(3)　60歳以上の者

様式第13号

第　　号
年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可事項変更
不許可通知書

様

指定管理者　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった障害者福祉センターの使用の許可に係る事項の変更の申請については、次の理由により許可しないので通知します。

<table>
<tr><td rowspan="4">使用許可事項</td><td>使用日時</td><td colspan="9">年　　月　　日（　曜日）　午前　　午前
時　　分～　　時　　分
午後　　午後</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="9">多目的ホール（屋内運動場・ホール）　　屋外スポーツ広場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用人員</td><td>肢体不自由</td><td>聴覚障害</td><td>言語障害</td><td>視覚障害</td><td>知的障害</td><td>精神障害</td><td>ボランティアその他</td><td>60歳以上</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更事項</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="2">不許可の理由</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

審査請求等について

1　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第14号

許可番号

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用許可事項変更許可書

団 体 ／ 氏 名

様

指定管理者　　㊞

男女共同参画センターの使用の許可に係る事項の変更の申請について、次のとおり許可します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			

使　用　日	変更	開始時間	終了時間	施　設　名	利用料金

施設利用料金計		設備利用料金計	
加算利用料金計		減免利用料金計	
変更前合計利用料金		変更後合計利用料金	
		変更による差額	

変更事項

様式第15号

第　　号
年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用許可事項変更不許可通知書

団 体 ／ 氏 名

様

指定管理者　　㊞

年　　月　　日付で申請のあった男女共同参画センターの使用の許可に係る事項の変更の申請については、次の理由により許可しないので通知します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			

使　用　日	開始時間	終了時間	施　設　名	利用料金

施設利用料金計		設備利用料金計	
加算利用料金計		減免利用料金計	
変更前合計利用料金		変更後合計利用料金	
		変更による差額	
変更事項			

審査請求等について

1　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第16号

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター使用許可取消通知書

様

指定管理者　　㊞

次のとおり障害者福祉センターの使用の許可を取り消しましたので通知します。

<table>
<tr><td rowspan="4">取り消した許可の内容</td><td>使用日時</td><td colspan="9">年　　月　　日（　曜日）　午前　　午前
時　　分～　　時　　分
午後　　午後</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="9">多目的ホール（屋内運動場・ホール）　　屋外スポーツ広場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用人員</td><td>肢体不自由</td><td>聴覚障害</td><td>言語障害</td><td>視覚障害</td><td>知的障害</td><td>精神障害</td><td>ボランティアその他</td><td>60歳以上</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">許可番号</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">許可の年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">取消理由</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

審査請求等について

1　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第17号

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設使用許可取消通知書

団 体 ／ 氏 名

様

指定管理者　　㊞

次のとおり男女共同参画センターの使用の許可を取り消しましたので通知します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			

使　用　日	開始時間	終了時間	施　設　名	利用料金

施設利用料金計		設備利用料金計	
加算利用料金計		減免利用料金計	
許可番号		合計利用料金	
許可の年月日			
取消理由			

審査請求等について

1　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第18号

No. 千葉市ハーモニープラザ 男女共同参画センター個人使 用超過券控 フィットネスルーム 1時間　　円 指 定 管 理 者	No. 千葉市ハーモニープラザ 男女共同参画センター個人使 用超過券 フィットネスルーム 1時間　　円 指 定 管 理 者

様式第19号

受付番号	

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設原状変更承認申請書

（あて先）指定管理者

申請者　団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電子メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿@＿＿＿＿＿＿＿＿

届出人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電子メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿@＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり申請します。

使用日時	年　月　日（　曜日）　午前／午後　時　分～　午前／午後　時　分								
使用施設	多目的ホール（屋内運動場・ホール）　屋外スポーツ広場								
使用人員	肢体不自由	聴覚障害	言語障害	視覚障害	知的障害	精神障害	ボランティアその他	60歳以上	計
変更事項									
備考									

所長		係

注：千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設使用許可書（様式第3号）を添付のこと。

この施設は原則として千葉市内にお住まい又はお勤めの下記の方以外は利用できません。

(1)　手帳（身体、療育、精神）所持者及び障害者団体

(2)　福祉団体及びボランティア団体

(3)　60歳以上の者

様式第20号

受付番号

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設原状変更承認申請書

（あて先）指定管理者

住　　所

団 体 ／ 氏 名
代表者の氏名
電 話 番 号
担当者の氏名
担当者電話番号
電子メールアドレス

次のとおり申請します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			

使　用　日	変更	開始時間	終了時間	施　設　名	利用料金

施設利用料金計		設備利用料金計	
加算利用料金計		減免利用料金計	
変更前合計利用料金		変更後合計利用料金	
		変更による差額	

変更理由

変更箇所

様式第21号

承認番号	

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設原状変更承認書

様

指定管理者　　㊞

次のとおり承認します。

使用日時	年　　月　　日（　曜日）　午前　　午前 時　分～　　時　分 午後　　午後								
使用施設	多目的ホール（屋内運動場・ホール）　屋外スポーツ広場								
使用人員	肢体不自由	聴覚障害	言語障害	視覚障害	知的障害	精神障害	ボランティアその他	60歳以上	計
変更事項									

注：施設の使用を終了したときは、指定管理者の指示に従いすみやかに当該施設を原状に回復しなければなりません。

この施設は原則として千葉市内にお住まい又はお勤めの下記の方以外は利用できません。

(1)　手帳（身体、療育、精神）所持者及び障害者団体

(2)　福祉団体及びボランティア団体

(3)　60歳以上の者

様式第22号

第　　号
年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ障害者福祉センター施設原状変更不承認通知書

様

指定管理者　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった障害者福祉センターの施設の原状の変更については、次の理由により、承認しないので通知します。

1　申請の内容

使用日時	年　　月　　日(　曜日)　午前　　午前 時　　分～　　時　　分 午後　　午後								
使用施設	多目的ホール(屋内運動場・ホール)　　屋外スポーツ広場								
使用人員	肢　体 不自由	聴 覚 障 害	言 語 障 害	視 覚 障 害	知 的 障 害	精 神 障 害	ボラン ティア その他	60 歳 以 上	計
変更事項									

2　承認しない理由

審査請求等について

1　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第23号

承認番号

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設原状変更承認書

団 体 ／ 氏 名

様

指定管理者　　㊞

次のとおり承認します。

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			

使　用　日	変更	開始時間	終了時間	施　設　名	利用料金

施設利用料金計		設備利用料金計	
加算利用料金計		減免利用料金計	
変更前合計利用料金		変更後合計利用料金	
		変更による差額	

変更理由

変更箇所

様式第24号

第　　号
年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ男女共同参画センター施設原状変更不承認通知書

団 体 ／ 氏 名

様

指定管理者　　㊞

年　　月　　日付で申請のあった男女共同参画センターの施設の原状の変更については、次の理由により、承認しないので通知します。

1　申請の内容

行事名称			
使用目的		使用人数	
受付区分			
利用料金区分			

使　用　日	開始時間	終了時間	施　設　名	利用料金
変更理由 変更箇所				

2　承認しない理由

審査請求等について

1　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第25号

年　　月　　日

千葉市ハーモニープラザ指定管理者指定申請書

(あて先)千葉市長

申請者　　所在地
名　称
代表者の氏名　　㊞
連絡先　電話　　―　　―
連絡先　電子メールアドレス　　@
担当者の氏名

千葉市ハーモニープラザの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第26号

千葉市ハーモニープラザ指定管理者指定書

千葉市指令　　第　　号

様

次のとおり千葉市ハーモニープラザの指定管理者として指定します。

年　　月　　日

千葉市長　　印

1　指定期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

2　指定の条件

様式第27号

千葉市ハーモニープラザ指定管理者不指定通知書

千葉市指令　　第　　号

様

　　年　　月　　日付けで申請のあった千葉市ハーモニープラザの指定管理者の指定については、次の理由により指定しないので通知します。

年　　月　　日

千葉市長　　印

理由

審査請求等について

1　この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１号

（平成２２規則４３・全改）

様式第２号

（平成２８規則３７・全改）

様式第３号

（平成１８規則１・一部改正）

様式第４号

（平成１８規則１・追加、平成２２規則６６・平成２８規則３７・一部改正）

様式第５号

（平成２８規則３７・全改）

様式第６号

（平成２８規則３７・全改）

様式第７号

（平成１８規則１・旧様式第５号繰下、平成２２規則６６・平成２３規則２７・一部改正）

様式第８号

（平成２２規則４３・全改）

様式第９号

（平成２８規則３７・全改）

様式第１０号

（平成２２規則４３・全改）

様式第１１号

（平成２８規則３７・全改）

様式第１２号

（平成１８規則１・一部改正）

様式第１３号

（平成１８規則１・追加、平成２２規則６６・平成２８規則３７・一部改正）

様式第１４号

（平成２８規則３７・全改）

様式第１５号

（平成２８規則３７・全改）

様式第１６号

（平成１８規則１・追加、平成２２規則６６・平成２８規則３７・一部改正）

様式第１７号

（平成２８規則３７・全改）

様式第１８号

（平成１８規則１・旧様式第１４号繰下、平成２２規則６６・平成２３規則２７・一部改正）

様式第１９号

（平成２２規則４３・全改、平成２２規則６６・旧様式第２２号繰上）

様式第２０号

（平成２８規則３７・全改）

様式第２１号

（平成１８規則１・旧様式第２０号繰下・一部改正、平成２２規則６６・旧様式第２４号繰上）

様式第２２号

（平成１８規則１・追加、平成２２規則６６・旧様式第２５号繰上・一部改正、平成２８規則３７・一部改正）

様式第２３号

（平成２８規則３７・全改）

様式第２４号

（平成２８規則３７・全改）

様式第２５号

（平成２２規則４３・全改、平成２２規則６６・旧様式第２８号繰上）

様式第２６号

（平成１８規則１・追加、平成２２規則６６・旧様式第２９号繰上）

様式第２７号

（平成２２規則６６・追加、平成２８規則３７・一部改正）